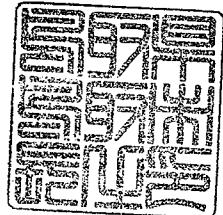




受環生第866号
平成29年10月2日

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取市長 深澤 義彦



(仮称) 鳥取風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について (回答)
(対平成29年9月12日付け第201700147438号)

このことについて、下記のとおり回答します。

記

計画段階環境配慮に対する意見について

(1) 事業実施想定区域の一部は、鳥取都市計画区域内(市街化調整区域)、
気高都市計画区域、鹿野都市計画区域内、八頭中央都市計画区域内及び
電波法の告示に係る伝搬障害防止区域内に該当します。

(鳥取市都市整備部建築指導課)

(2) 調査、予測及び評価について環境省発行の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に沿って、実施すること。

指針値について環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に沿って、設定すること。

風力発電施設は住居から比較的近い位置に設置が予定されており、風車騒音の騒音レベルに関わらず、住民の生活環境に影響を与える可能性があると考えられる。周辺住民と十分にコミュニケーションをとり、配慮を欠かさないこと。

(鳥取市環境下水道部生活環境課)

(3) 本市では市全域を景観計画区域の対象としています。

当該箇所周辺は山並みや稜線の保全を図る地域として計画し、尾根の近くにおいては稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うよう景観づくりの基準を策定しています。

よって、設計計画時には事前協議及び鳥取市景観形成審議会で意見照会を行ったうえで、景観法第16条第1項の届出を提出してください。なお、事業実施にあたり景観に関係する近隣地域において事前説明会を開催する等、住民の理解を得るよう心掛けてください。

(鳥取市都市整備部都市環境課)

(4) 1. 景観への配慮

事業実施想定区域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークのエリアに位置しており、景観の大幅な改変が予想される。事業が実施された場合は、事業終了後の景観の復元までの計画が示される必要がある。また、予定地の地質は約1億年前の安山岩や、約4000万年前の深成

岩等で成り立っており、それらの特徴的な地質の露頭が発見された場合は、速やかに鳥取市担当課や山陰海岸ジオパーク推進協議会と地質調査・保全に向けた連携をとることが必要である。

2. 生態系への配慮

事業実施想定区域の近くには湖山池があり、オオワシなどの野鳥の飛来地となっているため、バードストライク等の鳥類への影響が懸念される。野鳥の飛翔コースと直行させないようにするなど、生態系破壊にならない配慮が必要である。

3. 地域経済に対する効果

第一種事業の目的に「本事業は、上記の社会情勢に鑑み、好適な風況を活かし、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、微力ながら電力の安定供給に寄与すること、地域に対する社会貢献を通じた地元の復興に資することを目的とする。」とあるが、ここに示される「地域」や「地元」の地域スケールが不明瞭であり、かつ、「地元の復興」が何を意味するかがわからない。具体的な計画について教示願いたい。

(鳥取市経済観光部鳥取砂丘・ジオパーク推進課)